四條畷市開発指導要綱フロー図

位置指定道路申請

市街化区域　事前協議書（様式第1号）16部（正1部・副15部）提出

市街化調整区域　事前協議書（様式第1号）16部（正1部・副15部）提出
注）正は、大阪府協議済、副については正（様式第1号）の写しを表紙とする。

開発者

事前協議書提出

事前協議送付課	都市整備部（生活環境課・建設課・危機管理課・下水道課・都市計画課）
	教育委員会（学校教育課・地域教育課）
	その他協議必要各課

※消防本部については、平成26年4月1日より、大東市と広域化したことにより、個別で別途協議となりました。
なお、詳細については、大東四條畷消防本部・警防課へお尋ねください。TEL【072－875－0119】
※水道事業については、平成29年4月1日に大阪広域水道企業団と統合したことにより、個別で別途協議となりました。
なお、詳細については、大阪広域水道企業団四條畷水道センターへお尋ねください。TEL【072－876－6221】

↓

都市計画課

事前協議受付
指導内容書返却

事前協議書関係各課送付
（市役所開庁日で10日～14日にて各課意見集約後、事前協議書返却）

↓

開発者

協議開始

市街化区域	大阪府へ事前協議書提出（大阪府事前協議）,平行して地元及び市各課協議
市街化調整区域	地元及び各課協議

各課協議

各課協議は、協定書（11,12,13）の書類を2部作成し各課決裁後、担当者押印後協議完了する。
注1）　決裁日数は、市役所開庁日で4～5日とする。尚、状況により延びる事が有ります。
従前・従後の公共施設の各課協議により合議が必要な場合は、2,3週間かかります。

協議完了
協定書（2部作成）

1，	***協　定　書***	（様式第2号）
2，	***協議位置図***	
3，	***事前協議書表紙・府の意見・市の意見（最終のもの）***	（別記様式）
4，	***開発行為に係る消防活動対策上の意見書***	
5，	***都市計画法第32条等の規定に基づく意見書***	
6，	***周知措置結果報告書***	（様式第4号）
7，	***周知措置結果報告書（中高層建築物）***	（様式第5号）
8，	***地元代表者への周知及び意見***	（別紙　2）
9，	***地元水利代表者への周知及び意見***	（別紙　3）
10，	***周知範囲位置図（報告書の番号を記入する）***	
11，	***周辺住民への周知（配布書類が有れば添付する）***	（別紙　1）
12，	***協議結果書（市役所内各課との協議・提出図面もしくは協議図面が有れば添付）***	（様式第9号）
13，	***従前の公共施設一覧表（各課ごと・図面添付着色）***	（別紙　4）
14，	***新たに設置される公共施設一覧表（各課ごと・図面添付着色）***	（別紙　5）
15，	***事業内容図面一式***	
16，	***その他必要書類***	

協定書(2部)提出

↓

都市計画課

協定書受付・決裁・返却

決裁期間（市役所開庁日4～5日）

↓

開発者

協定完了

注1）　返却までの日数は、決裁等の状況により延びる事が有ります。
注2）　※　公共施設がある課については、13,14も添付する。

位置指定道路申請のフロー図

↓

開発者

事前協議協定完了

（事前協議の協定締結後に位置指定道路築造工事を始める）

位置指定申請書提出

書類提出　**1）　正・副・市控え（3部）**

注1）　経由審査、決済の日数を、十分考慮し申請すること。

↓

内容について協議完了

都市計画課

位置指定申請書決裁

決裁合議課	原則合議は、行わないが特に必要と認めた場合は、合議必要課に合議を回す場合が有る （合議が有る場合は、決裁期間も延びる事がある）

1）　決裁期間（市役所開庁日で4日～5日）

↓

開発者

位置指定申請書（経由）交付

完了検査

↓

開発者

開発指導要綱完了届提出

注1）検査日、時間については、都市計画課と調整を行う。（分筆登記済書の写し添付）
注2）大阪府の検査は開発指導要綱完了検査後に行うこと。

↓

都市計画課

申請地完了検査

注1）開発指導要綱の検査合格後に大阪府の完了検査を行う。（詳細は個別に協議）
注2）検査日、時間については、大阪府と協議を申請者が行う。

完了報告書決裁
完了報告書交付

注1）検査完了報告書は、手直し等完了確認後及び、帰属が有れば帰属必要書類提出後に交付する。
注2）その他の完了報告書についても、注1）報告書と同時に交付する。

↓

開発者